

議題(1)

令和4年度奈良県地域医療対策
協議会の実施予定について

令和4年度 地域医療対策協議会の実施スケジュール(案)

協議事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 専門医制度 について ・プログラム確認 ・国への提出意見						●						
2 へき地診療所 への医師の配 置について									●			
3 医師の働き方 改革について									●			
4 臨床研修制度 について ・臨床研修病院の 指定(協力型)									●			
5 臨床研修制度 について ・R6年度の募集 定員											●	
6 県費奨学生 医師の配置 について											●	

第1回
(9月7日)

第2回
(12月頃)

第3回
(2月頃)

※ なお、回数及び各回の内容については、国からの情報提供時期の遅れ等により、多少前後することがあります。

協議事項の概要 【協議事項1】 専門医制度について

現在の状況

- 専門医の質の担保を目的として、平成30年度から日本専門医機構が統一的ルールに基づいて、研修プログラムを認定する「新専門医制度」がスタートした。
- 奈良県におけるプログラム認定状況及び専攻医登録状況は、次のとおりとなっている。

▼ プログラム認定状況

研修開始	病院数	プログラム数
H30年度	10	40
R元年度	11 (+1)	41 (+1)
R2年度	11	43 (+2)
R3年度	13 (+2)	47 (+4)
R4年度	13	51 (+4)

▼ 専攻医登録状況

研修開始	登録者数
H30年度	102名
R元年度	99名 (▲3名)
R2年度	114名 (+15名)
R3年度	103名 (▲11名)
R4年度	122名 (+19名)

- また、令和3年度は、地域医療対策協議会で協議の上、専門医制度について国へ意見提出を実施した。
令和3年8月提出内容 ・ 診療科別シーリングについて ・ サブスペシャルティ領域について 等

R4年度の協議事項

医師法第16条の10に基づく確認・意見提出

- (1) R5年度専攻医募集におけるシーリング案に関する事
- (2) 専門医制度についての国への意見提出

スケジュール(予定)

- 7月22日 国から県に対して、R5年度に研修を開始する専門研修プログラムについて情報提供・確認依頼
- 9月7日 第1回地域医療対策協議会における協議
・R5年度専攻医募集におけるシーリング案に関する事
・専門医制度について国への意見提出
- 9月上旬 知事から国に対して意見提出
- 9月中旬 国(医道審議会医師専門研修部会)
都道府県意見を集約の上、日本専門医機構に提出
- 10月下旬 R5年度専攻医の募集開始

現在の状況

- 奈良県内にへき地診療所は、令和4年4月時点で2市10村に16か所ある。
うち、県が自治医科大学卒業医師を配置している診療所は1市7村に8か所(8名配置)ある。
- 自治医科大学は、へき地や離島の医療の確保を目的として、全国都道府県が共同して昭和47年に設置。
各都道府県から入学する学生は、修学に要する経費を貸与され、卒業後に在学期間の1.5倍に相当する期間、知事が指定する公立病院等に勤務することにより、貸与金の返還債務が免除される。

本県における自治医科大学卒医等のキャリアパス(標準例)

卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務先	初期臨床研修		地域医療研修	へき地勤務等		後期研修(専門研修)		へき地勤務等	
	奈良県総合医療センター		南奈良総合医療センター	へき地診療所 公立・公的病院等		奈良県立医科大学附属病院 県内公立・公的病院		へき地診療所 公立・公的病院等	

R4年度の協議事項(予定)

令和5年度のへき地勤務医師等の配置計画について

スケジュール(予定)

- 8月中 市村及び自治医科大学卒業医師等に対する意向聴取
- 11月頃 県とへき地医療支援機構の協議・調整
・ R5年度の配置計画案
- 12月頃 第2回地域医療対策協議会における協議
・ R5年度のへき地勤務医師等の配置計画の決定

現在の状況

○令和6年4月1日から、医師についても労働基準法による時間外労働の上限規制が適用される。

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
 ↓
 評価センターが評価
 ↓
 都道府県知事が指定
 ↓
 医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)				
C-2 (高度技能の修得研修)	1,860時間			

医師の健康確保

面接指導
 健康状態を医師がチェック

休息時間の確保
 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)

R4年度の協議事項(予定)

医師の働き方改革について

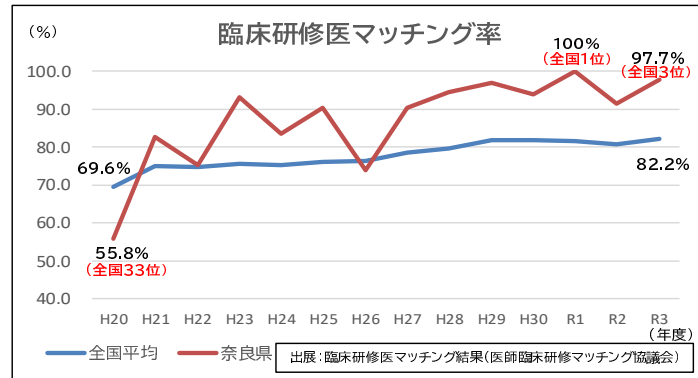
- (1) 現況説明
- (2) BC水準に係る確認

スケジュール(予定)

- 10月以降 BC水準の指定を目指す医療機関が医療機関勤務環境評価センターに医師労働時間短縮計画を提出
- 12月頃 第2回地域医療対策協議会における協議
 - ・ 現況説明
 - ・ BC水準に係る確認
- 令和5年1月以降
 - ・ 医療機関勤務環境評価センターでの評価後に、医療機関が県に指定申請書を提出
 - ・ 県は地域医療対策協議会及び医療審議会で意見を聴取したうえで、医療機関に指定結果を通知
- 令和6年4月以降 医師の時間外労働の上限規制が適用開始

現在の状況

- 平成23年度から県内の臨床研修病院とともに、「奈良臨床研修協議会」を設置し、県内臨床研修病院の募集定員案の調整を図り、合同で医学部生向けの就職フェアへの出展や合同説明会を開催している。
- 奈良県における「臨床研修を行う病院」と「医学部生が希望する臨床研修病院」のマッチング率



← 平成20年度は、55.8%(全国33位)
 令和元年度には、全国初の100%(全国1位)を達成。
 令和3年度は、97.7%(全国3位)と高い水準を維持し、
 マッチ者数は、126人であった。

R4年度の協議事項(予定)

臨床研修病院の指定(協力型) <詳細は資料7>

令和6年度に研修を開始する臨床研修病院
 ごとの募集定員の設定

スケジュール(予定)

12月頃	第2回地域医療対策協議会における協議 ・ 臨床研修病院の指定(協力型)
12月頃	国から県に対して、R6年度に研修を開始する都道府県ごとの募集定員の上限提示
12月 ~1月頃	奈良臨床研修協議会において、臨床研修病院ごとの募集定員案の調整
2月頃	第3回地域医療対策協議会における協議 ・ R6年度研修開始の臨床研修病院ごとの募集定員の決定
4月末	臨床研修病院から県に対して、臨床研修プログラム変更届の提出
8月頃	臨床研修マッチング登録開始

現在の状況

- 平成20年度に医師不足及び診療科間の偏在に対応するため、次の奨学生制度を創設。
 - 【緊急医師確保修学資金貸付金】 ・ 県立医科大学及び近畿大学医学部の新入生を対象
 - 【医師確保修学資金貸付金】 ・ 県内外の医学生を対象（※平成30年度から新規貸付停止）

<貸与者数>

(単位:人/年)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
緊急医師確保修学資金	5	10	23	38	52	67	76	84	85	81	82	87	81	82	86	90	74	59	45	30	15								
医師確保修学研修資金	5	10	21	32	27	23	23	23	25	20	14	11	6	1															
合計	10	20	44	70	79	90	99	107	110	101	96	98	87	83	86	90	74	59	45	30	15								

<義務履行予定者数>

(単位:人/年)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
緊急医師確保修学資金									3	6	18	31	39	48	66	79	87	88	89	91	97	104	105	105	95	83	67	52	30
医師確保修学研修資金				2	6	8	13	12	10	11	11	12	12	13	17	24	22	20	16	15	8	4	2	1					
合計				2	6	8	13	12	13	17	29	43	51	61	83	103	109	108	105	106	105	108	107	106	95	83	67	52	30

※義務履行予定者数は、初期臨床研修後の人数を計上（義務停止中の者を除く）

※緊急医師確保修学資金はH20年度からR5年度まで新規貸与を行うものとして人数を算出

- 本制度では、特に医師が不足する特定の診療科等やへき地公的医療機関に一定期間勤務(貸付期間の1.5倍に相当する期間)することで、返還債務が免除される。

なお、免除対象となる特定の診療科等は、医療ニーズや医師の不足状況を踏まえ、適宜見直しを行っている。

近年の追加例：(H30追加) 総合内科分野、児童精神分野 (R2追加) 消化器外科分野、小児外科分野 (R3追加) 外科、脳神経外科

R4年度の協議事項(予定)

令和5年度の県費奨学生医師の配置計画について

スケジュール(予定)

- 1~2月頃 県費奨学生配置センター運営委員会において協議・調整
 - ・ R5年度の県費奨学生医師の配置計画案
- 2月頃 第3回地域医療対策協議会における協議
 - ・ R5年度の県費奨学生医師の配置計画案の決定